

## 三次市リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市は、建築関連工事の促進による地域経済の活性化及び市民の住環境の向上を図るため、市内の店舗等又は住宅のリフォームに要する経費に対して、予算の範囲内で三次市リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **リフォーム** 既存の店舗等又は住宅機能の維持若しくは向上のために行う別表に掲げるものをいう。

(2) **店舗等** 市内の店舗、事務所で、現に営業しており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する店舗等又は公序良俗に反する店舗等でないものをいう。

(3) **住宅** 自己の居住の用に供し、現に居住している家屋をいい、共同住宅にあつては、個人の専有部分をいう。

(4) **市内建築関連業者** 個人においては市内に主たる事業所及び住所を有する者、法人においては市内に登録されている本店を有する者で、リフォームを行う民間事業者をいう。

(補助対象者、交付要件)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記載されている者（店舗等のリフォームについて補助金の交付を受けようとする場合にあつては、市内において登記されている本店を有する法人を含む。）で、次の各号に掲げる交付要件を満たしているものとする。

(1) **店舗等又は住宅の所有者**（当該店舗等の用に供する建物を賃借している者で、当該建物の所有者から当該店舗等のリフォームについて承諾を得て

いる者又は当該住宅の用に供する建物を無償で借用しており、当該建物の所有者から当該住宅のリフォームについて承諾を得ている者を含む。ただし、住宅においては、当該建物の所有者が補助金を受けようとする者の配偶者又は1親等の親族である場合に限る。)で、直近の過去3年度以内に三次市リフォーム支援事業補助金の交付を受けたことがない者であること。

(2) 補助対象者(住宅のリフォームにあつては、世帯員全員)が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税及び料を完納していること。

(3) 補助金の交付を受けようとする店舗等又は住宅のリフォーム箇所の経費について、国、県その他公共団体又は財団等から補助を受けていないこと。

(補助対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内建築等業者による店舗等及び住宅のリフォームで、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づくリフォームであること。

(2) 事業に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)が50万円以上であること。

(3) 補助金交付決定を受けた日以後に着工し、かつ、交付決定を受けた日の属する会計年度の2月末までに事業を完了するものであること。

2 次に掲げる工事及び費用は、補助金の交付の対象としない。

(1) 直近の過去3年度以内に三次市リフォーム支援事業補助金の交付を受けた対象となった建物及び交付を受けた対象となった建物と一体的に使用されていると認められる建物に係る工事。ただし、共同住宅にあつては、個人の専用部分が交付を受けていなければ、この限りでない。

(2) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事

(3) 新築工事

(4) 解体のみの工事

(5) 門扉、塀等の外構工事

(6) 倉庫、カーポート等の修繕及び取り付け工事

(7) 什器、備品類の購入費用

(8) 設備の取替えのみの工事

(9) その他補助金の交付が適当でないと市長が認める工事及び費用  
(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、事業に要した経費の10分の1以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、店舗等にあつては30万円、住宅にあつては20万円を上限とする。

(補助金交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める三次市リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) リフォーム事業計画書

(2) 工事見積書又は工事請負契約書の写し（明細が分かるもの）、設計図書

(3) リフォームする箇所の写真

(4) 法人にあつては商業登記簿謄本又は抄本

(5) 店舗等の用に供する建物を賃借している者又は当該住宅の用に供する建物を無償で借用している者が補助金の交付を受けようとする場合にあつては、当該建物所有者からの承諾書

(6) 個人情報閲覧に関する同意書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

**第7条** 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは、三次市リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

(事業内容の変更等)

**第8条** 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更するときは、あらかじめ三次市リフォーム支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添付し

て市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市リフォーム支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の額については、前条により決定した額を超えないものとする。
- 3 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付決定後に申請を取り下げるときは、三次市リフォーム支援事業補助金取下届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、前条の規定による当該事業の補助金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

（実績報告）

**第9条** 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに三次市リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 請求明細書の写し
- （2） リフォームに要した費用の領収書の写し
- （3） リフォーム工事の施工中及び完成後の写真
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第10条** 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、三次市リフォーム支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第11条** 前条に規定する補助金の額の確定を受けた者は、速やかに三次市リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の交付の取消し）

**第 1 2 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により全部又は一部の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

(その他)

**第 1 3 条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 3 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

区分	内容
改築工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗等又は住宅の本体の一部を取り壊し建築する工事</li> <li>2 前項の工事に伴う設備の導入又は交換工事</li> </ol>
修繕又は模様替え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗等又は住宅の本体の修繕又は模様替え</li> <li>2 前項の修繕及び模様替えに伴う設備の導入又は交換工事</li> <li>3 店舗等の看板及びサイン類の修繕又は模様替え</li> </ol>
外壁塗装工事	店舗等又は住宅の本体の外壁塗装工事（仕上材の張り替えを含む。）
屋根のふき替え	屋根のふき替え，防雨工事
増築工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗等又は住宅の床面積を増加させる工事</li> <li>2 前項の工事に伴う設備の導入又は交換工事</li> <li>3 第1項に伴う店舗等又は住宅の本体の一部を取り壊し建築する工事，修繕，模様替え又は外壁塗装工事</li> </ol>